

●香川県監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年1月12日

香川県監査委員 木下典幸
 同 武田宏之
 同 十河直
 同 里石明敏

- 1 監査対象部局 公営企業会計
- 2 監査対象年度 令和4年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 支出について</p> <p>（ア）小口資金からの支払について、財務規程に定められた上限を超えているものが1件あった。（中央病院）</p> <p>イ 財産について</p> <p>（ア）県有自動車1台について、6か月法定点検をしていなかった。（中央病院）</p>	<p>ア 支出について</p> <p>（ア）小口資金について、改めて関連規定を確認し、職員に周知した。今後は、適正な事務処理を確実に行う。</p> <p>イ 財産について</p> <p>（ア）該当する自動車について、令和5年10月に6か月法定点検を実施した。今後は計画的に法定点検を実施する。</p>
検討指示事項	<p>ア 支出について</p> <p>（ア）看護師等の長期研修に係る旅費について、これまでの経緯を調査の上、病院局共通の支給基準、支給範囲及び実費額確認のために必要な証拠書類を具体的に規定するよう検討されたい。（県立病院課）</p>	<p>ア 支出について</p> <p>（ア）看護師等の長期派遣研修に係る旅費について、「職員等の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号）」の例により、支給しているところであるが、病院局内での取扱いに差が生じることのないよう、支給基準、支給範囲等を明確に定めて今年度中に県立病院課から周知を行うとともに長期研修の旅費の支給に関する事務マニュアルを作成する。</p>